各位

会 社 名 日本郵船株式会社 代表 者名 代表取締役社長 長澤 仁志 コード番号 9101 上場取引所 東証一部 問合 せ 先 執行役員 法務・フェアトレード推進 グループ長 首藤 健一郎 (TEL, 03-3284-5151)

当社取締役及び執行役員に対する役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022 年 3 月 31 日開催の取締役会において、2022 年 6 月開催予定の第 135 期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)において承認を得ることを条件に、当社取締役及び執行役員(以下、併せて「取締役等」という。)を対象とした業績連動型変動報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

本制度では、従来、都度株主総会に議案を上程し決議頂いた範囲内で支給していた賞与を廃止したうえで、短期インセンティブとして業績連動型金銭報酬制度(以下「本業績連動型金銭報酬制度」という。)を導入します。これに加えて、2016年より導入した業績連動型株式報酬制度を一部改定の上継続します(継続後の制度を、以下「本業績連動型株式報酬制度」という。)。

本制度の導入については、社長の提案を受けて報酬諮問委員会(※)が協議し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決議したものであり、客観性及び透明性のある手続きを経ております。

(※) 取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役によって構成され、社外取締役が委員の過半数を占め、原則として筆頭社外取締役が委員長を務めます。

記

I 本制度の概要及び目的

現在の当社の取締役等の報酬は、2005 年 6 月 28 日開催の第 118 期定時株主総会において承認された月額の基本報酬、2016 年 6 月 20 日開催の第 129 期定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬及び都度株主総会で承認された範囲内で支給する賞与で構成されていますが、今般、単年度の業績達成に向けたインセンティブとして、賞与を廃止し、さらに現在の株式報酬制度下における株式報酬(信託への拠出金)を減額した上で、新たに業績連動型金銭報酬制度を導入いたします。また、上記業績連動型株式報酬制度については、株主の皆様との中長期での利益意識共有をより一層図るべく、評価指標の見直し等を実施します。

以上の結果、本制度導入後の当社の取締役等の報酬は、基本報酬、業績連動型金銭報酬及び 業績連動型株式報酬で構成されることになります。

Ⅱ 本業績連動型金銭報酬制度について

1. 概要

当社は、取締役等の報酬について従来以上に短期的な業績達成へのインセンティブを高め、企業価値向上に資する仕組みとすることを目的として、本業績連動型金銭報酬制度を導入します。具体的には、役位毎の基準額に、業績連動指標(連結経常利益及び連結 ROE。その基準値は、原則として中期経営計画において定める目標を用いる。)の達成度に応じた係数(変動範囲:0~2.0)を乗じて毎年の金銭報酬額を算定し、1事業年度終了後に支給します。

2. 金銭報酬枠の設定

1事業年度あたり3億円を上限とします。

3. 対象者

執行役員を兼務する取締役及び執行役員とします。ただし、執行役員のうち、主たる担当職務が当社関係会社の業務執行であって、兼任として当社執行役員を務める者であり、基本報酬について通常の執行役員とは別に決定する額を支給される者(以下「兼務執行役員」という。)を除きます。

Ⅲ 本業績連動型株式報酬制度について

1. 概要

当社は、取締役等が持続的な成長への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、2016年6月の定時株主総会決議により業績連動型株式報酬制度を導入していますが、今般、その内容を一部改定のうえ継続します。

(1) 制度の仕組み

- ①連続する3事業年度(本制度導入時においては2022年4月1日から開始する3事業年度。以下、この連続する各3事業年度を「対象期間」という。)を対象として、一定の金額を上限とする信託金を拠出し、取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託(以下、「本信託」という。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式(※1)を株式市場から取得します。なお、本信託の設定は、2016年度より導入し、運用している信託制度を継続することによって行います。
- ②取締役等に、役位に応じた「固定ポイント」(※2)及び業績に応じた「変動ポイント」を付与します。
- ③付与された固定ポイントについて、それに応じた数の当社株式を交付するものとし(1ポイントは当社株式1株とします(※3))、具体的には、毎事業年度終了後に交付株式の一定割合を売却したうえで得られる金銭及び残りの株式(以下、これら金銭と当社株式を併せて「当社株式等」という。)を交付及び給付(以下「交付等」という。)します。
- ④付与された変動ポイントについては、3事業年度分の変動ポイントに、対象期間終了後、業績連動指標の達成度に応じて算出される業績連動係数(変動範囲:0~2.0)を乗じた数の当社株式を交付するものとし、具体的には、対象期間終了後に交付株式の一定割合を売却したうえで、当社株式等を交付等します。なお、業績連動指標については以下のとおりです。

<業績連動指標>

本業績連動型株式報酬制度では、配当込み当社 TSR (株主総利回り: Total Shareholder Return)及び当社が掲げる ESG に関する考え方(現時点においては 2021年2月発表の「NYK グループ ESG ストーリー」)を踏まえた当社独自の ESG 指標を業績連動指標とし、それぞれの達成度に応じて当社株式等を交付等します(下記図表ご参照)。具体的な指標、算定及び株式交付方法等については、当社の取締役会において決定します。

	指標とその達成度の測り方	ウェイト	当指標を選んだ目的
(i)	配当込み当社 TSR (株主総利回り: Total Shareholder Return) (a) 東証株価指数 (TOPIX) 成長率 との比較 (b) 競業他社 TSR との比較	80%	株主との中長期の利益 意識の共有を図る
(i i)	当社独自の ESG 指標達成度	20%	中長期成長戦略である ESG 経営の加速を図る

- (※1) 本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しません。また、当社株式にかかる配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当します。信託報酬及び信託費用に充当した後、最終的に信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (※2) 固定ポイントに基づき毎年交付される当社株式には、交付後3年間の譲渡制限を設けます。 なお、全ての交付株式について、別途、インサイダー取引規制の観点から定めた社内規程 による譲渡制限を適用します。
- (※3) 当社株式について、株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

(2) 信託期間満了時の取扱い

当社は、信託期間満了時、本株主総会で承認を受けた範囲内で信託契約の3事業年度の延長及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定し、信託期間を延長することがあり、以降も同様とします。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として本信託から当社に残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却します。

2. 株式報酬枠の設定

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は16億円を上限とします。信託期間を延長する場合、延長前の信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、上記上限額の範囲内とします。信託期間において、本信託より交付される当社株式の総数は、100万株を上限とします。この上限株式数は、信託金の上限額等を踏まえ、設定しています。

3. 対象者(受益者要件)

対象者は、執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役会長及び兼務執行役員を除く執行役員であって、以下の要件を充足する者とします。

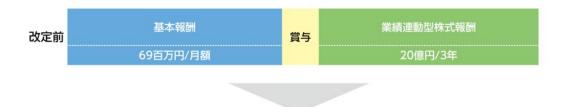
(固定ポイント及び変動ポイントにかかる共通の受益者要件)

- ①対象期間に対応した職務執行期間中に取締役等であること(対象期間に対応した職務執 行期間中新たに取締役等になった者を含む。)(※1、2、3)
- ②国内居住者であること
- ③在任中に一定の非違行為があった者でないこと(※4)
 - (※1) 制度対象者である取締役等が退任する場合、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時に付与されている固定及び変動ポイント数に応じ算出した数の株式の一定割合を売却したうえで、当社株式等を交付等するものとします。
 - (※2) 制度対象者である取締役等が在任中に死亡した場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時に付与される固定及び変動ポイント数に応じた数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、当該取締役等の相続人に対して給付するものとします。
 - (※3) 制度対象者である取締役等が在任中に国内居住者でなくなることが決まった場合は、所定の 手続きを経た後遅滞なく、その時点で付与されている固定及び変動ポイント数に応じ算出し た数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、給付するものとします。
 - (※4) 対象期間中に制度対象者が不正行為等の非違行為を行った場合、本業績連動型株式報酬制度に基づき付与された全ポイントを没収し、または本業績連動型株式報酬制度に基づき交付された株式等(役位固定部分にかかるもの)の価値に相当する金銭の賠償を過去3年に遡及して求めることがあります。
- 4. 国内非居住により本業績連動型株式報酬制度の対象者にならない者に関する措置 国内非居住であることによって本業績連動型株式報酬制度の対象外となる取締役又は執行 役員については、同様の仕組みにより算出・付与されたポイント相当の金銭を別途会社より 支給する(株式の交付はしない)ものとします。支給の時期及び方法等は、株式による支給 と同等といたします。なお、当該ポイント相当数の金銭の価額については実際の支給時期の 株価によって定まることとなり現時点では確定いたしませんが、当該報酬は国内非居住に よって本業績連動型株式報酬制度の対象外とされる者のみに支給されるものであること、

及び、その算出方法は本業績連動型株式報酬制度と同様であることから、過大な報酬とはならないと考えております。また、本株主総会終結時点で本措置の対象となる取締役がいることは見込んでおりません。

IV ご参考

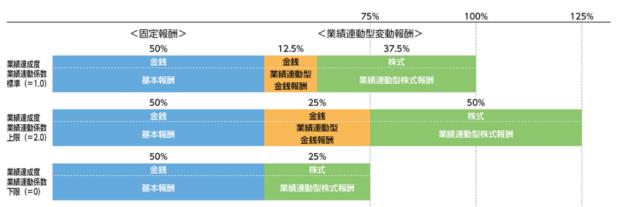
<取締役等の報酬制度の概略図>



改定後	基本報酬	廃止	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬
	69百万円/月額		3億円/年	16億円/3年

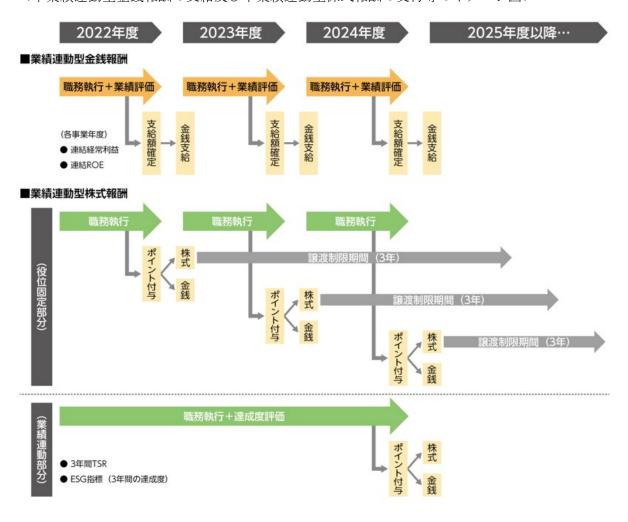
- (※1) 賞与については、経営状況や株主還元等を勘案し、支給が相当であるときは、都度株主総会に議案を上程し承認された範囲内で支給しています。
- (※2) 業績連動型株式報酬の金額については、当社が拠出する信託金の上限額です。
- (※3) 本業績連動型金銭報酬制度及び本業績連動型株式報酬制度の対象者には、一定の要件を満たした執行 役員も含んでおり、上記の上限額はそれら執行役員も含めた各制度の対象者全員にかかる上限額です。
- (※4) 国内非居住であることによって本業績連動型株式報酬制度の対象外となる者にかかる分を含みません。

<報酬構成のイメージ図>



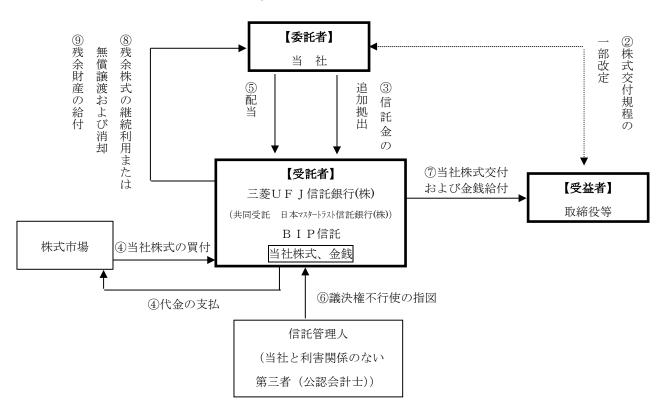
(※) 上記割合は、各ケースにおける想定値で、役位により変動します。

<本業績連動型金銭報酬の支給及び本業績連動型株式報酬の交付等のイメージ図>



<本業績連動型株式報酬制度にかかる信託制度の仕組み>

- ① 本株主総会決議
- ② 取締役会決議



- ① 当社は、本株主総会において、本信託制度の内容一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、本株主総会において承認決議を得た後、取締役会において、本信託制度にかかる株式 交付規程の一部改定を決議します。
- ③ 当社は、一定の金銭を受託者に追加拠出し、受益者要件を充足するポイント取得者を受益者とする信託(本信託)の信託期間を延長し、継続します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加拠出された金銭を主たる原資として当社株式 (普通株式)を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対して、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しません。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式を受益者に交付し、一定割合を金銭換価したうえで金銭を給付、残りの当社株式を交付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式付与制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却します。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産(⑧で述べた残余株式以外のもの)は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- (注1) 本株主総会の決議後、本信託制度にかかる信託延長契約を締結します (2022 年8月上旬予定)。信託期間 は 2025 年8月末日までとなる予定です。株式の取得時期につきましては、2022 年8月中を予定しています (なお、中間決算・四半期決算を含む決算期末日以前の5営業日から決算期末日までは除きます)。
- (注2) なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を 追加取得する可能性があります。

【信託契約の内容】

信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

委託者 当社

受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者 取締役等のうち受益者要件を充足する者 信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

信託延長契約日 2022年8月上旬(予定)

信託の期間 2016年8月3日~2025年8月末日(予定)

制度開始日 2016年8月3日

議決権行使 行使しないものとします

取得株式の種類 当社普通株式

信託金の上限額 16億円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む。) 株式の取得時期 2022年8月上旬 (予定) ~2022年8月末日 (予定)

(なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む。) 末日

以前の5営業日から決算期末日までを除く。)

株式の取得方法株式市場から取得

帰属権利者 当社

残余財産 信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲

内で当社に帰属する予定です。